

二 戸 市

新型コロナウイルスワクチン接種実施計画

【概要版】

令和3年2月

二戸市新型インフルエンザ等対策本部

## 目 次

I	総論		
1	趣旨及び内容	.....	2
II	接種の種類等		
1	接種類型	.....	3
2	接種対象者	.....	3
3	主な関係者の役割	.....	9
III	事前準備		
1	実施体制の確保	.....	13
2	予防接種台帳システム等の改修	.....	13
3	業務委託の検討	.....	14
4	必要物資の確保・保管	.....	14
IV	ワクチン		
1	新型コロナワクチンの概要	.....	15
2	ワクチンの割り当て	.....	16
3	超低温冷凍庫	.....	16
V	接種体制		
1	接種期間	.....	17
2	接種対象者	.....	17
3	実施医療機関等	.....	18
4	住民への周知	.....	22
5	接種対象者への通知（周知）	.....	22
6	接種会場（集団接種）	.....	23
7	人員体制	.....	23
8	相談体制	.....	23
	《資料》		
	○接種会場イメージ	.....	26
	○新型コロナワクチン接種体制確保に係るスケジュール	.....	28
	○接種医療機関等の整理	.....	29

# I 総論

## 1 趣旨及び内容

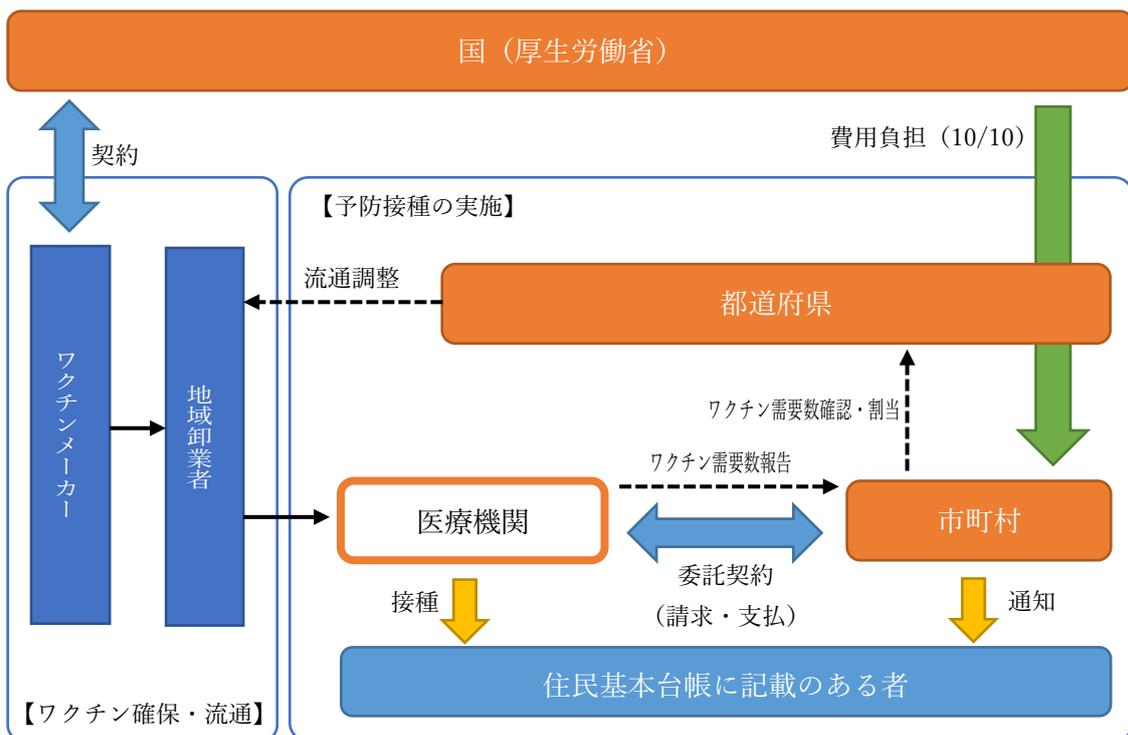
### (1) 目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するとともに、社会経済活動との両立を図るため、国の発出した「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（第1.1版）（令和3年1月15日）」等を踏まえ、新型コロナワクチン接種の実施主体である本市における具体的な実施方法及び関係者の役割分担を示すことを目的に本実施計画を作成した。

### (2) 新型コロナワクチン予防接種の枠組み

新型コロナワクチンの接種にあたっては、国において確保されるワクチンの量に限りがあり、その供給も順次行われることとなっていること、新たな技術を用いたワクチン開発が進められており、特殊な流通方法が必要と考えられることなどから、ワクチンの供給量及び性質に応じて効率的に接種できる体制を構築する必要がある。

### 《業務の基本イメージ》



## II 接種の種類等

### 1 接種類型

伝染の恐れがある疾病の発生及び蔓延を予防するための予防接種については予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）や新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）にその枠組みが規定されているが、新型コロナウイルスワクチンの予防接種については、予防接種法附則第 7 条の特例規定に基づき実施するもので、同法第 6 条第 1 項の予防接種とみなして同法の各規定（同法第 26 条及び第 27 条を除く）が適用される。

### 2 接種対象者

#### （1）対象の範囲

厚生労働大臣が接種の指示を行い、かつ、対象者として指定した者のうち次の何れかに該当する者。ただし、「薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）」（以下「医薬品医療機器法」という。）に基づくいわゆる薬事承認において接種の適応とならない者は接種の対象から除外される。

- ①本市の住民基本台帳に記録されている者
- ②戸籍または住民票に記載のない者その他本市の住民基本台帳に記録されていないやむを得ない事情があると市長が認める者

#### 《やむを得ない事情の例》

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・市内の医療機関、入所施設等に長期入院・入所している者</li><li>・分娩等の事情により本市住民基本台帳に登録のある親類等の住居に長期滞在している妊産婦及びその同伴者で本市内での接種を希望する者</li><li>・個別の事情により、本市に居住し本市内での接種を希望する者</li></ul> |
|---|

#### （2）接種順位

国の指示及び指定により順次接種していくこととなる。

令和 2 年 1 2 月現在で示されている接種順位は次のとおりとなっているが、「①医療従事者」に対する接種体制の確保は都道府県が担うこととなっているため、それを除く②高齢者（65 歳以上）～④それ以外の者が市町村のワクチン接種対象となる。

- ①医療従事者
- ②高齢者（65歳以上）
- ③高齢者以外で基礎疾患を有する者、高齢者施設等の従事者
- ④それ以外の者
  - ・60～64歳の者
  - ・上記以外の者

順位	区分	摘要
1	医療従事者	・新型コロナウイルス感染症患者（新型コロナウイルス感染症疑い患者を含む）に直接医療を提供する施設の医療従事者等（新型コロナウイルス感染症患者の搬送に携わる救急隊員等及び患者と接する業務を行う保健所職員等を含む。）
2	高齢者	・令和3年度中に65歳以上に達する方 （ワクチンの供給量・時期等によっては、年齢により接種時期を細分化する可能性がある。）
3	基礎疾患を有する者	（1）令和3年度中に65歳に達しない者で、以下の病気や状態の者で通院または入院している者 ①慢性の呼吸器疾患 ②慢性の心臓病（高血圧を含む） ③慢性の腎臓病 ④慢性の肝臓病 （ただし、脂肪肝、慢性肝炎を除く。） ⑤インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病または他の病気を併発している糖尿病 ⑥血液の病気（ただし、鉄欠乏性貧血を除く。） ⑦免疫の機能が低下する疾病 （治療や緩和ケアを受けている悪性腫瘍を含む。） ⑧ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている者 ⑨免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患 ⑩神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態（呼吸障害等） ⑪染色体異常 ⑫重度心身障害（重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態） ⑬睡眠時無呼吸症候群 （2）基準（BMI30以上）を満たす肥満
4	高齢者施設等の従事者	高齢者等が入所・居住する社会福祉施設等（介護保険施設、居住系介護サービス、高齢者が入所・居住する障害者施設・救護施設等）において、利用者に直接接する職員
5	60～64歳の者	ワクチンの供給量によっては、基礎疾患を有する者と同じ時期に接種を行う
6	上記以外の者	ワクチンの供給量等を踏まえ、順次接種 （ワクチンの供給量・時期等によっては、年齢により接種時期を細分化する可能性がある。）

### (3) 医療従事者等の詳細

医療従事者等の詳細な範囲については、現時点で以下が想定されている。

1	<p>病院、診療所において、新型コロナウイルス感染症患者（疑い患者を含む。以下同じ。）に頻繁に接する機会のある医師その他の職員</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・診療科、職種は限定しない。（歯科も含まれる）</li><li>・委託業者についても、業務の特性として、新型コロナウイルス感染症患者と頻繁に接する場合には、医療機関の判断により対象とできる。</li><li>・介護医療院、介護老人保健施設の従事者についても、医療機関と同一敷地内にある場合には、医療機関の判断により対象とできる。</li><li>・疑い患者には、新型コロナウイルス感染症患者であることを積極的に疑う場合だけでなく、発熱・呼吸器症状などを有し新型コロナウイルス感染症患者かどうか分からない患者を含む。</li></ul>
2	<p>薬局において、新型コロナウイルス感染症患者に頻繁に接する機会のある薬剤師その他の職員（登録販売者を含む。）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・当該薬局が店舗販売業等と併設されている場合、薬剤師以外の職員については専ら薬局に従事するとともに、主に患者への応対を行う者に限る。</li></ul>
3	<p>新型コロナウイルス感染症患者を搬送する救急隊員等、海上保安庁職員、自衛隊職員</p> <p>救急隊員等には、以下のうち、患者と接する業務を行う者が含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・救急隊員</li><li>・救急隊員と連携して出動する警防要員</li><li>・都道府県航空消防隊員</li><li>・消防非常備町村役場の職員</li><li>・消防団員</li></ul>
4	<p>自治体等の新型コロナウイルス感染症対策業務において、新型コロナウイルス感染症患者に頻繁に接する業務を行う者</p> <p>以下のような業務に従事する者が含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・患者と接する業務を行う保健所職員、検疫所職員等 保健所、検疫所、国立感染症研究所の職員で、積極的疫学調査、患者からの検体採取や患者の移送等の患者と接する業務を行う者</li><li>・宿泊療養施設で患者に頻繁に接する者 宿泊療養施設において、健康管理、生活支援の業務により、患者と頻繁に接する業務を行う者</li><li>・自宅、宿泊療養施設や医療機関の間の患者移送を行う者</li></ul>

(4) 高齢者施設等の詳細

対象の高齢者施設等には、例えば、以下の施設であって、高齢者等が入所・居住するものが含まれる見込みである。

<p>○介護保険施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護老人福祉施設</li> <li>・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</li> <li>・介護老人保健施設</li> <li>・介護医療院</li> </ul>	<p>○生活保護法による保護施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・救護施設</li> <li>・更生施設</li> <li>・宿所提供施設</li> </ul>
<p>○居住系介護サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定施設入居者生活介護</li> <li>・地域密着型特定施設入居者生活介護</li> <li>・認知症対応型共同生活介護</li> </ul>	<p>○障害者総合支援法による障害者支援施設等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者支援施設</li> <li>・共同生活援助事業所</li> <li>・重度障害者等包括支援事業所（共同生活援助を提供する場合に限る）</li> <li>・福祉ホーム</li> </ul>
<p>○老人福祉法による老人福祉施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・養護老人ホーム（一般）（盲）</li> <li>・軽費老人ホーム A型、B型、（ケアハウス）</li> <li>・都市型軽費老人ホーム</li> <li>・有料老人ホーム</li> </ul>	<p>○その他の社会福祉法等による施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉住居施設（日常生活支援住居施設を含む）</li> <li>・生活困窮者・ホームレス自立支援センター</li> <li>・生活困窮者一時宿泊施設</li> <li>・原子爆弾被爆者養護ホーム</li> <li>・生活支援ハウス</li> <li>・婦人保護施設</li> <li>・矯正施設（※患者が発生した場合の処遇に従事する職員に限る）</li> <li>・更生保護施設</li> </ul>
<p>○高齢者住まい法による住宅</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス付き高齢者向け住宅</li> </ul>	

(5) 接種対象者の算定

各自治体における接種対象者数の算定方法として示されている例は以下のとおり。

医療従事者等	総人口の 3 %
高齢者	令和 2 年住民基本台帳年齢階級別人口の 65 歳以上の者の合計 (市町村別)
基礎疾患を有する者	総人口の 6.3 % (20 歳~64 歳の場合) 総人口の 4.9 % (20 歳~59 歳の場合)
高齢者施設等の従事者	総人口の 1. 5 %

(6) 接種券 (クーポン券) の印刷及び送付

「新型コロナウイルスワクチンに係る接種券等の印刷及び発送 (令和 2 年 12 月 25 日付け健健発 1225 第 1 号)」により、接種券の印刷及び送付について具体的な内容が示され、65 歳以上の高齢者については令和 3 年 3 月 5 日までに印刷を完了し、同月 12 日までに発送するスケジュールが示されていたが、その後 3 月下旬ごろに発送期日が改められている。

《印刷時期》

	発送区分	印刷期限	データ基準日
1	75 歳以上	令和 3 年 3 月 5 日	令和 3 年 1 月 1 日
2	65 歳以上 75 歳未満	令和 3 年 3 月 5 日	令和 3 年 1 月 1 日
3	それ以外の者 ①60~64 歳 ②50~59 歳 ③40~49 歳 ④30~39 歳 ⑤20~29 歳 ⑥19 歳未満	令和 3 年 4 月 23 日	令和 3 年 4 月 1 日

※19 歳未満の区分は追って示される予定

### 《発送時期》

	発送区分	発送期間
1	75歳以上	令和3年3月下旬
2	65歳以上75歳未満	令和3年3月下旬
3	それ以外の者	令和3年4月中

### 3 主な関係者の役割

国の発出した「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（案）」に示されている関係者の主な役割は次のとおりとなっている。

#### (1) 国

##### ①新型コロナウイルスワクチン、注射針、シリンジ等の購入等

国は、新型コロナウイルスワクチン及びワクチン接種に必要な注射針・シリンジ（注射筒）等（以下「新型コロナウイルスワクチン等」という。）を確保供給する。供給に当たっては、都道府県別の人口や接種順位が上位の者の数等の概数、流行状況等に応じて都道府県別割り当て量を決定する。接種開始後は、定期的に新型コロナウイルスワクチン等の使用実績や接種実績を取りまとめ、その結果を踏まえて割当量を決定する。

##### ②接種順位の決定

国は、具体的な接種順位を決定し、個々の被接種者がその順位に該当することの確認方法等について検討を行い周知する。

##### ③ワクチンに係る科学的知見の国民への情報提供

国は、製造販売業者等と連携し、品質、有効性及び安全性のデータの収集・分析を行うとともに、医薬品医療機器法の薬事承認等を通じて予防接種の有効性及び安全性を十分に確保する。

##### ④副反応疑い報告制度の運営

国は、新型コロナウイルスワクチンによる副反応が疑われる事象について、医療機関等及び製造販売業者からの報告等により迅速に情報を把握するとともに、当該情報に係る専門家による評価を踏まえ、速やかに必要な安全対策を講じる。

⑤健康被害救済に係る認定

国は、新型コロナワクチンの接種により健康被害が生じた場合、接種との因果関係に係る審査・認定を行う。

(2) 都道府県

①地域の卸業者等との調整

都道府県は、管内の卸業者等と連携して、計画的で円滑なワクチン流通が可能となるよう体制を構築することとし、必要に応じて、管内を区分し、地域の物流を担当する卸業者(以下「地区担当卸」という。)を地域ごとに1社選定する。

②市町村事務に係る調整

複数市町村にまたがる調整事項が生じた場合には、関係市町村間で調整を行うことを基本とするが、必要に応じて、都道府県が助言を行い調整する。また、都道府県は接種実施医療機関等の確保等、市町村における新型コロナワクチンの円滑な接種について、必要な協力を行う。

③医療従事者等への接種体制の確保

都道府県は、接種順位の上位となる医療従事者等に対する接種を行うに当たり、管内の市町村及び地域の医療関係団体等と連携して医療従事者等への接種の実施体制の構築の検討及び調整を行う。

④専門的相談体制の確保

接種後の副反応に係る相談といった市町村で対応が困難な医学的知見が必要となる専門的な相談等を住民から受け付ける体制を確保する。

都道府県は、新型コロナワクチン接種について、医療機関等に情報提供するとともに、今般の新型コロナワクチン接種に関する医療機関等からの相談に応じる。

⑤新型コロナワクチンの割り当て

新型コロナワクチン等について、各都道府県に割り当てられた量の範囲内で、市町村の人口や接種順位の上位となる者の数等の概数、流行状況等に応じて、市町村ごとの割り当て量を決定する。

また、接種順位の上位となる医療従事者等への接種を実施する医療機関等への割り当て量を決定する。接種開始後は、新型コロナワクチン等の使用実績や接種実績も踏まえて、割当量を決定する。

### (3) 市町村

#### ①医療機関等との委託契約、接種費用の支払い

市町村は、郡市区医師会等と連携し、住民に対する円滑な新型コロナワクチン接種を実施するために必要な医療機関等を確保する。また、接種を行った医療機関等に対して接種費用の支払いを行う。

#### ②医療機関以外の接種会場の確保

市町村は、接種体制構築の検討の結果、必要に応じて保健センター等を活用した医療機関以外での接種会場の確保を行う。また、必要に応じて都道府県の協力を得ながら、医療従事者や物資を確保し、会場の運営を行う。

#### ③住民への接種勧奨、情報提供、相談受付

市町村は、住民に対して、情報提供や個別通知の発送を行う。

また、接種実施医療機関等や接種順位等について、随時住民へ情報提供するとともに、今般の新型コロナワクチン接種に関する住民からの相談に応じる。

#### ④健康被害救済の申請受付、給付

市町村は、予防接種法に基づく新型コロナワクチンの接種を受けたことによると考えられる健康被害が生じた場合、予防接種法に基づく健康被害救済給付の申請を受け付け、必要な調査等を行うとともに、その健康被害が接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認知したときは、救済給付を行う。

#### ⑤新型コロナワクチンの割り当て

新型コロナワクチン等について、各市町村に割り当てられた量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割り当てる。

### (4) 医療機関等

新型コロナワクチン接種の業務に協力する医療機関等は、予防接種

法その他関係法令、市町村との委託契約に基づき、ワクチンの接種に係る業務を適切に実施する。

(5) ワクチン製造販売業者

新型コロナワクチン製造販売業者等はその製造販売等に関し品質管理及び製造販売後、安全管理を適切に行う等、関係法令を遵守するとともに、安定供給に取り組み、製造販売を行っている新型コロナワクチン等について適切に情報提供を行う。

(6) 卸業者

卸業者等は、新型コロナワクチン等の管理を適切に行う等、関係法令を遵守するとともに、市町村が決定した新型コロナワクチンの割り当て量に基づき、担当地域の接種実施医療機関等にワクチン等を配送する。

### Ⅲ 事前準備

#### 1 実施体制の確保

医療従事者に係る新型コロナワクチンの接種については、都道府県が対応することとなっており、早ければ令和3年2月からの開始が見込まれている。そのため、本市においては令和3年3月から個別通知の開始が見込まれている「高齢者」に対応するための準備を進める必要がある。

##### (1) 人員体制の確保

接種の準備にあたっては、定期接種及び任意予防接種の助成業務を所管する健康福祉部国保予防課の通常業務量を大きく上回る業務量が見込まれること、接種期間が長期にわたると見込まれるため、全庁的な実施体制の確保を行う。

##### (2) 相談体制の確保

住民からの問い合わせ等を受け付ける体制を確保する必要があるため、コールセンター等の外部委託も含め適切な体制確保を目指す。

##### (3) 実施医療機関等の確保

さしあたっては、高齢者（約 10,000 人（接種回数：約 20,000 回））について国の求める短期間（1回目、2回目の接種をそれぞれ2カ月以内）での接種完了を目指し、多人数への接種を行うことができる体制を確保する必要がある。そのため、二戸医師会、近隣自治体、医療機関等と接種実施医療機関の確保について協議を行う。

#### 2 予防接種台帳システム等のシステム改修（※本市の場合は「健康カルテ」）

個別通知等の発送対象者の抽出、通知等の印刷、接種記録の管理等を行うことができるよう既存システムの改修を進める。

- ・マイナンバーに対応
- ・記録の適切な管理及び市町村間での情報連携等に有効に活用するため電子的な管理が可能な仕組みとする

### 3 業務委託等の検討

次の業務を円滑に実施できるよう委託先の検討、関係者との相談・調整等を行う。

- ・ クーポン券、予診票の印刷
- ・ 個別通知の発送（封入封緘作業を含む）
- ・ 予防接種台帳への入力作業
- ・ 相談体制の確保のためのコールセンターの設置
- ・ 予約受付のための人員及びシステム

### 4 必要物資の確保・保管

医療機関以外で新型コロナワクチンを接種する場合、接種会場での救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等、重篤な副反応が見られた際に、応急治療ができるための救急処置用品として、血圧計、静脈確保用品、輸液、エピネフリン・抗ヒスタミン剤・抗けいれん剤・副腎皮質ステロイド剤等の薬液、咽頭鏡、気管チューブや蘇生バッグ等が必要であることから、必要に応じて、二戸医師会、県立二戸病院等と協議を行う。

## IV ワクチン

### 1 新型コロナウイルスワクチンの概要

	ファイザー社	アストラゼネカ社	武田/モデルナ社
契約規模	1.44 億回分 ・ 2 回接種 ・ 7 千 5 百万人分	1.2 億回分 ・ 2 回接種 ・ 6 千万人分	5 千万回分 ・ 2 回接種 ・ 2 千 5 百万人分
接種間隔	21 日	28 日	28 日
保管温度	-75°C±15°C	2~8°C	-20°C±5°C
1 バイアルの単位	5 回/1 バイアル*	10 回/1 バイアル	10 回/1 バイアル
最小出荷単位	195 バイアル ・ 975 回分	10 バイアル ・ 100 回分 2 バイアル ・ 20 回分 1 バイアル ・ 10 回分	10 バイアル ・ 100 回分
接種前の処理	室温で溶解後、接種前に生理食塩水で希釈 ※解凍後の再凍結不可		2~8°Cへ移行し 2 時間半の解凍、または室温へ移行し 1 時間の解凍 ※解凍後の再凍結不可
開封後の保存	(希釈後) 室温：6 時間	(一度針を刺したもので以降) 室温：6 時間 冷蔵：48 時間	(針を指す前) 室温：12 時間 (一度針を刺したもので以降) 2~25°C：6 時間
備考	ドライアイスまたは超低温冷凍庫で保管 ※ドライアイス保管は10日が限度	凍結を避け冷蔵庫で保管	冷凍庫で保管

※留意事項：ファイザー社のワクチンについては、特殊なシリンジを用いた場合は 1 バイアルの単位が 6 回となるが、一般的なシリンジを用いた場合には 1 バイアルの単位が 5 回となる。

## 2 ワクチンの割り当て

新型コロナワクチンについては、国、都道府県、市町村及び医療機関等が連携してワクチン割り当て量を決定する仕組みとなっている。ただし、市町村が接種体制を理由に供給されるワクチンを選ぶことはできない。

## 3 超低温冷凍庫

新型コロナワクチンは種類によって品質、有効性及び安全性を保つため、冷凍した状態で保管・流通することが必須となるものがある（ファイザー社製品： $-75^{\circ}\text{C}\pm 15^{\circ}\text{C}$ 、武田/モデルナ社製品： $-20^{\circ}\text{C}\pm 5^{\circ}\text{C}$ ）ことから、適切に保管管理ができるよう超低温冷凍庫やドライアイスによる保管が必要となる。

必要となる超低温冷凍庫については人口規模に応じて国が割り当てを行い市町村に譲与されることとなっている。

本市にはPHC（3月納品1台、4月納品1台）2台と日本フリーザ（6月納品）1台の合計3台が割り当てとなっている。

なお、「 $-20^{\circ}\text{C}$ 対応ディープフリーザー」の割り当てについては改めて示される予定である。

## V 接種体制

### 1 実施期間

令和3年4月下旬（接種開始見込）～

### 2 接種対象者

厚生労働大臣が接種の指示を行い、かつ、対象者として指定した者のうち次の何れかに該当する者。ただし、「薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）」（以下「医薬品医療機器法」という。）に基づくいわゆる薬事承認において接種の適応とならない者は接種の対象から除外される。

①本市の住民基本台帳に記録されている者

②戸籍または住民票に記載のない者その他本市の住民基本台帳に記録されていないやむを得ない事情があると市長が認める者

#### 【接種対象者数の推計値】

（単位：人）

	区 分	対象者数	備 考
1	医療従事者	797	※総人口の3%
2	75歳以上	5,285	
	65歳以上 75歳未満	4,435	
	高齢者計	9,720	
3	基礎疾患を有する者	1,674	※総人口の6.3%
4	高齢者施設等の従事者	399	※総人口の1.5%
5	60歳以上 65歳未満	2,039	
6	それ以外の者	11,947	
	合 計	26,576	

※上表は、令和2年住民基本台帳年齢階級別人口（市町村別）を基に国の示す算定方法により算出したもの

### 3 実施医療機関等

当面は、高齢者（約 10,000 人（接種回数：約 20,000 回））について国の求める短期間（1 回目、2 回目の接種をそれぞれ 2 カ月以内）での接種完了を目指す必要がある。

国では、個別接種を原則としつつ地域の実情に応じて集団接種とすることも可能としている。

また、ワクチンが当面はファイザー社の製品のみであり、他社の製品が供給された後もワクチンを選ぶことができないため、実施医療機関等については、3 社のワクチンを全て取り扱えるよう「I 型接種医療機関（10 日間、1,000 回接種可能）」を確保する必要がある。

#### 【医療機関等の分類】

分類	接種目標	備考
I 型接種医療機関	10 日間、計 1,000 回以上 (サテライト型接種施設での接種回数を含む)	※超低温冷凍に対応
II 型接種医療機関	1 日当たり 100 回以上	
サテライト型接種施設		※ I 型接種医療機関等からワクチンを移送

#### (1) 個別接種

国が原則とする接種実施方法であるが、本市において I 型接種医療機関を受託できる医療機関がないため、II 型接種医療機関での接種が中心となると考えられる。しかし、市内の多くの医療機関が新型コロナウイルス感染症の「診療・検査医療機関」として岩手県から指定されている現状では、有症者の診療・検査体制の確保や通常診療体制の確保に配慮する必要がある。

国の想定では、都道府県が確保する医療従事者に対するワクチン接種体制における「基本型接種施設」が「I 型接種医療機関」に、「連携型接種施設」が「II 型接種医療機関」もしくは「サテライト型接種施設」への移行が想定されていることから、医療従事者に対するワクチン接種体制の確保状況も注視しながら、当面の本市における実施体制は、集団接種を基本としながら、併せて II 型接種医療機関及びサテライト型接種施設を確保する。

## (2) 集団接種

国が地域の実情に応じて個別接種以外に市町村が設置する医療機関以外の会場で集団接種を行うことを認めている。集団接種の実施に際しては多くの医療従事者や事務従事者を確保する必要がある。

本市においては、地域の医療体制との両立を図るため、平日の午後、週3回の実施が現実的と考えられるが、例えば10,000人

(20,000回)規模のワクチン接種を想定した場合に1回あたり医療従事者は4チーム、事務従事者は2~3チームとした場合の接種完了までには20週(5カ月~6カ月程度)かかると見込まれる。

本市の65歳以上の高齢者は9,720人だが、令和2年度の高齢者インフルエンザ予防接種の接種率70.5%(速報値)を新型コロナウイルスワクチン接種の接種率として当てはめた場合の被接種者数は6,853人、国の求める短期間での接種完了をめざした場合、週当たりの必要接種回数は1,523回となることから、集団接種(I型接種医療機関等に相当)に加え、II型接種医療機関及びサテライト型接種施設を確保し必要な接種回数を確保する。

### 《医療従事者の体制》

	業 務	職 種	人数(人)
1	予診	医師	1
2	接種	看護師	1
3	薬液充填、接種補助	看護師	1
4	接種後の状態観察	看護師	1
	計	医師1人、看護師3人	

※上表は1チーム(レーン)当たりの従事者数

### 《事務従事者の体制》

	業 務	職 種	人数(人)
1	受付・記録	事務職	1
2	誘導・案内		1
3	予診票確認		1
4	接種済証の発行		1
	計	事務職4人	

※上表は1チーム(レーン)当たりの従事者数

(3) 高齢者施設入所者への接種

高齢者施設入所者への接種については、市町村が設ける会場、医療機関（介護老人保健施設等の医療提供施設では当該施設、特別養護老人ホーム等では巡回接種も可能）いずれも可能とされている。

該当施設の通常の定期接種の接種方式を踏まえながら、新型コロナウイルスワクチン接種が円滑に行えるよう、施設、二戸医師会等と協議を行い決定する。

(4) 在宅の要介護者等への接種

自立可能であれば、接種会場でワクチンを接種することが原則となるが、自立が不可能である場合については、かかりつけ医、二戸医師会等と協議し、必要に応じて巡回接種等により接種を行うこととする。

(5) 基礎疾患を有する者（高齢者以外）への接種

自立可能であれば、接種会場でワクチンを接種することが原則となるが、基礎疾患については、かかりつけ医からの証明は求めないこととなっているため、ワクチン接種時に予診票の記載（自己申告）で確認することとなり、予約時には、病気や状態が確認できない。

また、かかりつけ医の下で接種を受けることも視野に接種体制の確保について検討する必要があるため、接種対象となるまでに、二戸医師会、市内医療機関と検討を進め接種体制を確保する。

(6) 高齢者施設等従事者への接種

高齢者施設等の従事者は、業務の特性上、新型コロナウイルス感染症発生した場合でも、サービス提供を継続する必要があるため、施設内でのクラスターを抑止する対応が必要であることから、高齢者に次ぐ接種順位となっている。

接種会場でワクチンを接種することが原則となるが、施設の体制が整うことを条件に介護保険施設や一定の要件※を満たす高齢者施設については、対応が可能な場合に限り施設入所者同時の接種を行う。

※一定の要件

- ・ワクチン流通量の単位から入所者と同時に接種を受けることが効率的であること。
- ・施設全体における入所者の日常的な健康管理を行う医師等が確保されており、従事者が同時に接種を受けた場合でも入所者の接種後の健康観察が可能であること。

(7) 優先接種以外の一般住民への接種

優先接種（65歳以上の高齢者、基礎疾患を有する者、高齢者施設の従事者）以外の一般住民への接種については、ワクチンの供給量等を踏まえ、接種が開始される見込みとなっている。

今後、より取扱の容易なワクチンが承認・供給された場合は、民間診療所での接種についても容易になることが予想され接種医療機関が増加することが期待されるため、ワクチンの種類や供給量などを勘案しながら二戸医師会等と協議を進め対応を決定する。

#### 4 住民への周知

市町村及び都道府県は、広報誌、ホームページ、電話相談等により、住民が適切に情報を得ることができるように情報提供体制を整備することとされている。

##### 《想定する周知の手段》

- ①広報にのへ、国保だより、市ホームページ
- ②行政防災無線
- ③カシオペアFM
- ④個別通知（※集団接種の場合）

#### 5 接種対象者への通知（周知）

新型コロナワクチンの接種を行う際は、予防接種法施行令第5条の規定による公告を行い、接種の対象者又はその保護者に対して、あらかじめ、予防接種の種類、予防接種を受ける期日又は期間及び場所、使用する新型コロナワクチンの種類、予防接種を受けるに当たって注意すべき事項、予防接種を受けることが適当でない者、接種に協力する医師その他必要な事項を十分周知する必要がある、周知方法については、やむを得ない事情がある場合を除き、個別通知により確実な周知に努めることとされている。

接種券の印刷及び送付については、65歳以上の高齢者は令和3年3月5日までに印刷を完了し、同月下旬に発送することとされているが、薬事承認の関係から予診票の様式が示されていないこと、接種券の発送期日までに接種日時等を決定し通知することができない。

そのため、当面は接種券（クーポン券）のみを送付することとなることから、改めて個別に通知を行う必要がある。

##### （1）周知方法

国では、原則として個別接種で接種対象者がV-SYS上で自ら予約することを想定しているため、広報や市ホームページ等を用いた周知方法を想定しているが、集団接種での高齢者を想定した場合、混乱を招く恐れが高いため、予防接種を受ける期日又は期間及び場所等を個別に通知することとする。

- ①広報にのへ、国保だより、市ホームページ
- ②行政防災無線

③カシオペアFM

④個別通知（※集団接種の場合）

## (2) 予診票

予診票は、薬事承認後に様式が示されることから、高齢者（65歳以上）の接種券（クーポン券）の発送時期には同封することはできないため、当面は医療機関等へ配置し接種当日に接種対象者が記入することとする。

## 6 接種会場（集団接種）

当面、供給されるワクチンの最小出荷単位が975回分であることや一定期間でワクチン接種を完了する必要があることなどから、1週間当たり1,200回（人）程度（3日/週、1日当たり400回（人）接種）の規模で実施する。

そのため、会場の選定にあたっては十分な駐車場と複数の医療従事者（4チーム）、及び事務従事者（2～3チーム）が同時に活動できるスペース、高齢者等に配慮された施設（バリアフリー）であることが要求されるとともに、接種対象者の利便性についても考慮する必要があることから、「市総合スポーツセンター」での実施を想定する。ただし、医師等の確保状況やその他の状況に応じて会場を変更することとする。

## 7 人員体制

新型コロナワクチン接種の実施にあたっては、定期接種及び任意予防接種の助成業務（以下「定期接種業務等」という。）の通常業務量を大きく上回ることに加え、定期接種業務等を並行して行う必要があること、対象者が多く接種期間が長期にわたること、集団接種への人的対応が必要であることなどから、全庁的な実施体制を確保しつつ専門部署として健康福祉部内に「新型コロナウイルスワクチン接種対策室」を設置する。

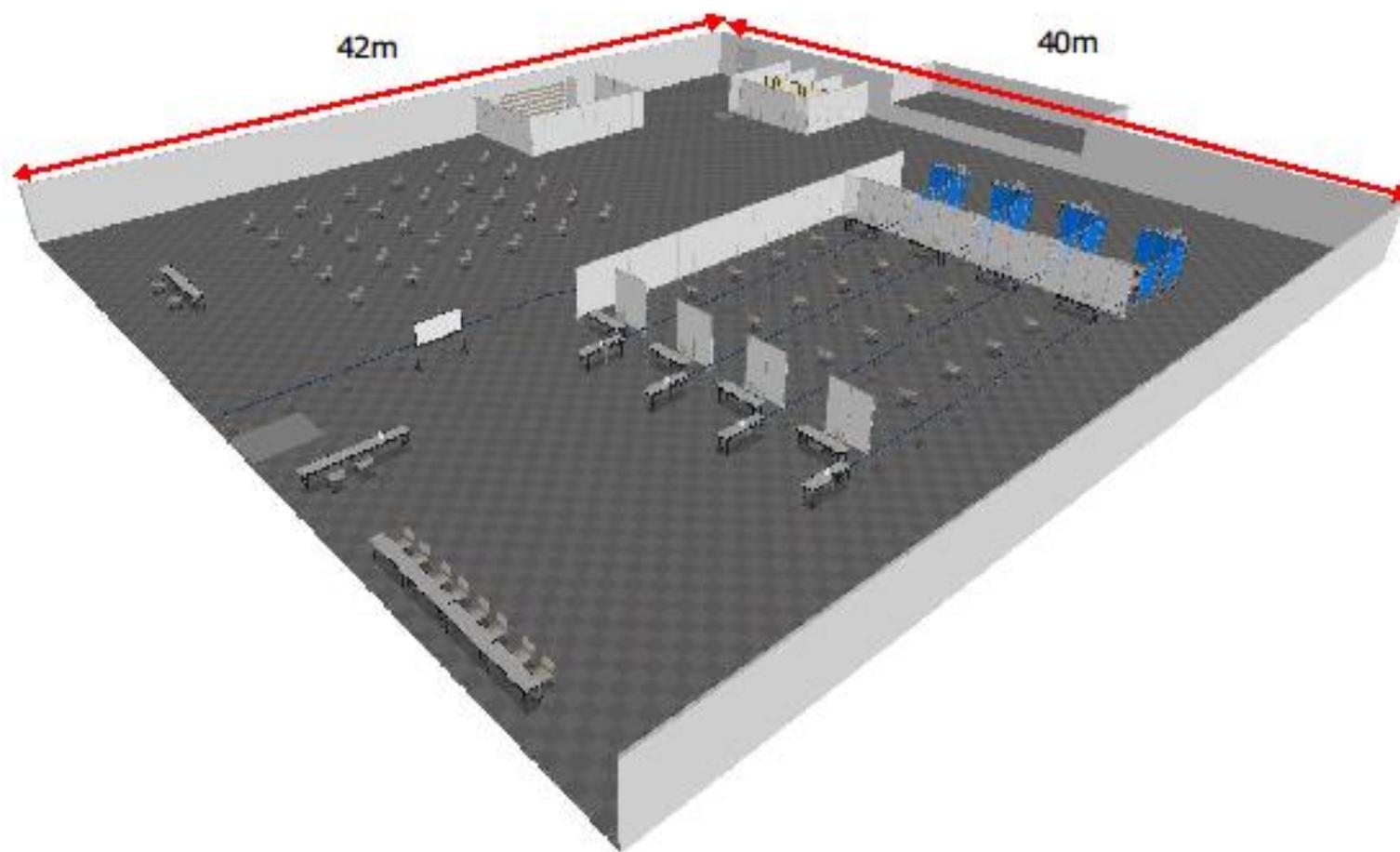
## 8 相談体制

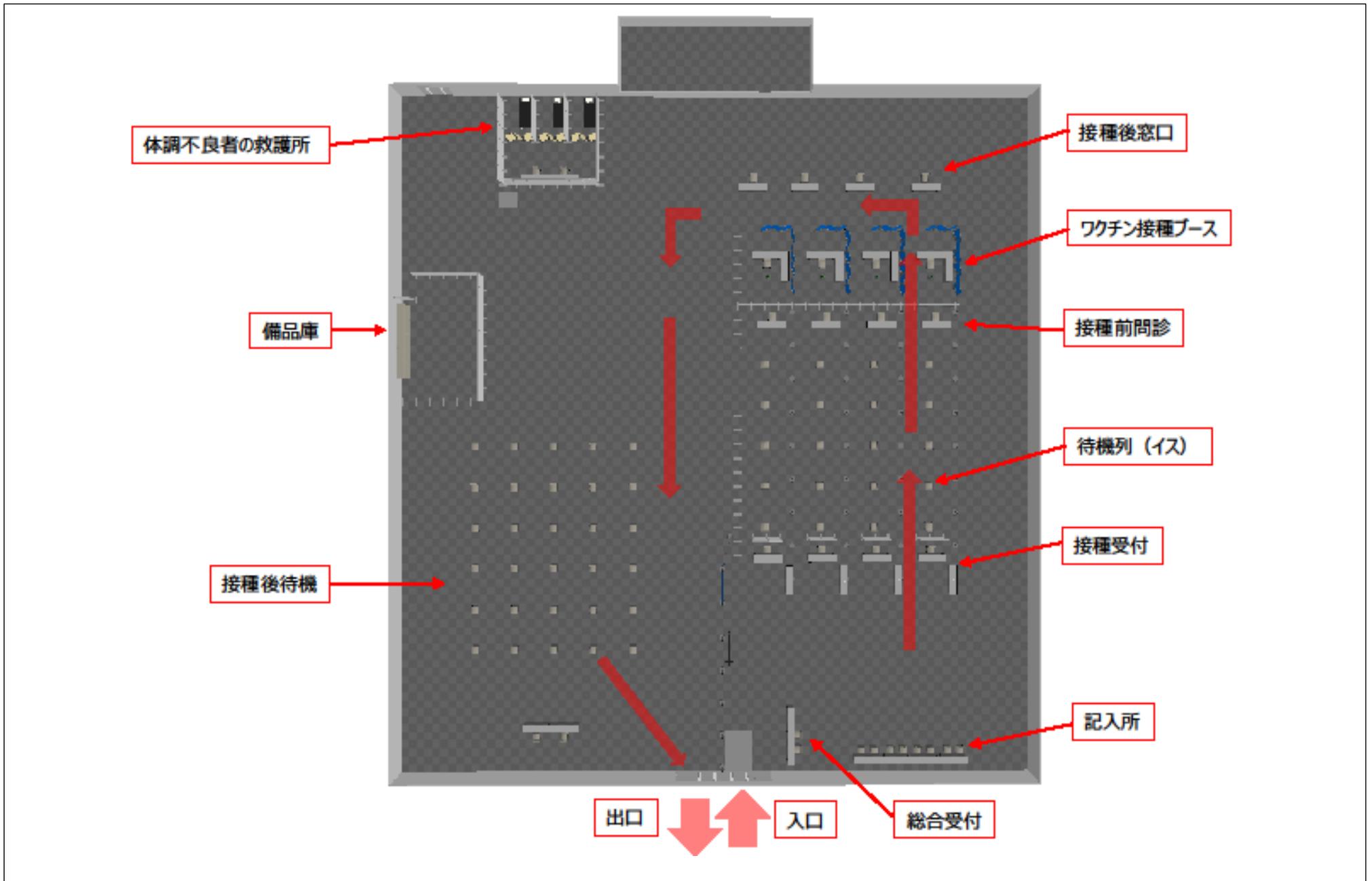
専門的な相談については都道府県が扱うこととなっているため、市町村が扱う相談は、主に接種時期や予約方法に関することになるものと想定される。

相談内容が限定的であることや相談から予約受付までの業務を効率的に行う必要があることなどから、相談体制（予約受付業務を含む）については外部委託（コールセンター）に委託することとする。

## 《資 料》

○接種会場イメージ（市総合スポーツセンター）





○新型コロナワクチン接種体制確保に係るスケジュール（イメージ）

		12月		1月		2月		3月		4月	
自治体説明会	国、県		◎ 【12/18】	◎ 【1/7】	◎ 【1/25】 【2/27】	◎ 【2/17】 【2/18】					
ワクチン等の流通調整		→									
医療従事者等への接種体制確保	県	→ 実施医療機関確保、接種予定者把握									
ディープフリーザー	国、県 市町村			→ 配置調整		→ 医療従事者向け配置		→ 一般住民向け配置（3月～6月）			
接種券（クーポン券） ※65歳以上の高齢者	市町村			→ 契約		→ 印刷準備、印刷		印刷完了 【3/5】	発送 【下旬】		
医療機関以外の接種会場				→ 会場選定							
予防接種台帳システム （健康カルテ）改修				→ システム改修							

※上表は、令和3年2月時点でのスケジュール

○接種医療機関等の整理

医療従事者等に対するワクチン接種体制	住民に対するワクチン接種体制
○基本型接種施設	○Ⅰ型医療機関等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ディープフリーザーを設置（必須）</li> <li>・概ね <u>1,000人以上の接種を行うとともに、最大5,000人分のワクチン配送を受け、連携型医療機関に配分する</u></li> <li>・V-SYS 対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一度に大量に配送される冷凍ワクチンが有効に活用できるよう<u>同一グループのサテライト型接種施設と合わせて10日間に計1,000回以上の接種を行う体制を確保できること</u></li> <li>・超低温維持のためドライアイスの詰替えを行う体制が確保できること (※ディープフリーザーが必須ではない)</li> <li>・V-SYS 対応</li> </ul>
○連携型接種施設	○Ⅱ型医療機関等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・1バイアルあたりの接種回数を有効に活用できるよう、接種を行う日に、原則として100回以上の接種を行う体制を確保できること</li> <li>・<u>基本型接種施設から冷蔵(2~8℃)状態でワクチンの移送を受ける</u> (※ワクチンの移送等については基本的にサテライト型接種施設に同じ)</li> <li>・V-SYS 対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1バイアルあたりの接種回数を有効に活用できるよう、接種を行う日に、原則として100回以上の接種を行う体制を確保できること</li> <li>・V-SYS 対応</li> </ul>
	○サテライト型接種施設
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Ⅰ型医療機関等（基本型接種施設）と同一市町村内であること</li> <li>・容量10ℓ程度、35℃で12時間以上2~8℃を維持できる保冷バッグ（バッグ、保冷剤、バイアルホルダーのセット）を用いてⅠ型医療機関等からワクチンを冷蔵状態で移送できること</li> <li>・V-SYS 一部（実績登録）対応</li> </ul>

◆住民へのワクチン接種対応

- 「基本型接種施設」はそのまま「Ⅰ型医療機関」へ移行し接種を継続することを想定
- 「連携型接種施設」は
  - ①ドライアイス入り保冷ボックスを用いた接種会場として接種継続
  - ②3月以降に供給されるディープフリーザーを設置して接種継続
  - ③サテライト型接種施設として接種継続

などを想定

